

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年1月10日～2019年1月16日)

平成31年(2019年)1月18日

H E A D L I N E S	S
政治 イラン外務省、在イラン・ポーランド臨時代理大使を召致 ブワシュチャク国防相、クロアチアを訪問 チャプトヴィチ外相、ウクライナを訪問 アンジェイチャク統合参謀総長、NATO軍事委員会に出席	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
治安等 シチェチン郊外で銃器を用いた強盗事件が発生 中国情報機関協力容疑者の拘束 ルダ・シロンスカでフリーガンによる駐車車両破壊事件が発生 暴漢によるグダンスク市長刺殺事件 ポーランド政府内での中国製通信機器排除の動き 2018年の組織犯罪取締状況 警察、トウスク欧州理事会議長の殺害予告の容疑でポーランド人男性を拘束	
経済 センガ投資・貿易庁(PAII)総裁代理の任命 2019年予算案 スタンダード・アンド・プアーズによるGDP成長率見通し フィッチによるGDP成長率見通し 12月の消費者物価指数 PGNiG社、UAEの石油・ガス企業と炭化水素の採掘調査・生産で合意 2019年の自動車販売台数に関する予測 2018年の海外直接投資 Lotos社による新たな水素製造施設の立ち上げ 電気料金関連法令に係る動き 再生可能エネルギー発電シェアの見込み エネルギー計画(PEP2040)の意見公募終了	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い パスポートダウンロード申請書の御案内 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

政 治

外交・安全保障

イラン外務省、在イラン・ポーランド臨時代理大使を召致【12日】

13日、イラン外務省は、同省ホームページにおいて、12日にウノルト在イラン・ポーランド臨時代理大使を召致し、2月13-14日にワルシャワで開催予定の「中東の平和と安定の将来を促進するための閣僚級会合」に関し、米国のイランに対する敵対的な動きの一つであると抗議し、ポーランドは米国と共に開催する同会合をとりやめることが期待されると発表した。

ブワシュチャク国防相、クロアチアを訪問【13日】

13日、ブワシュチャク国防相はクロアチアを訪問し、クルスチセヴィチ・クロアチア国防相と軍事協力、軍事産業の発展及び東欧地域における安全保障の強化等について意見交換した。また、同意見交換において、相互軍事協力の枠組みに関する同意書の署名が行われた。

チャプトヴィチ外相、ウクライナを訪問【15日】

15日、チャプトヴィチ外相は、リンケビチュウス・リ

トニア外相、リンケービッチ・ラトビア外相及びミクセル・エストニア外相と共にウクライナを訪問し、クリムキン外相及びポロシェンコ大統領（リンケービッチ外相は不参加）と、アゾフ海及び黒海における情勢につき協議し、ロシアに対する国際的圧力を強める必要性につき強調した。また、チャプトヴィチ外相はクリムキン外相と二国間関係についても協議した。

アンジェイチャク統合参謀総長、NATO軍事委員会に出席【16-17日】

16日-17日、アンジェイチャク統合参謀総長はブリュッセルで行われたNATO軍事委員会に出席した。同委員会においては、軍及び同盟の強化を含め、現在及び将来におけるNATOの戦略的課題について意見交換された他、アフガニスタン及びコンゴにおけるNATOミッション、パートナーシップ国との協力及びジョージア、西バルカン地域に関する議論も交わされた。また、同統合参謀総長は、バルト3国、仏、スペイン及びウクライナの各国カウンターパートと2者会談を行い、安全保障及び訓練等について意見を交わした。

治 安 等

シチェチン郊外で銃器を用いた強盗事件が発生【10日】

10日未明、シチェチン郊外の都市ポリツェのガソリンスタンドに銃器で武装した2人組が押し入り、現金を強奪して逃走する事件が発生した。同事件による負傷者等はなかった。後日、警察は容疑者グループをシチェチンで拘束し、犯行に使用されたとみられる凶器を押収した。

中国情報機関協力容疑者の拘束【11日】

11日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整大臣付のジャリン報道官は、公安庁（ABW）が中国情報機関への協力の容疑で、ポーランド人1人、中国人1人を拘束したと発表した。同拘束は8日に実施され、ポーランド人容疑者のピョートル・ドゥルバイヴォ（Piotor Durbajlo）は元ABW職員、中国人容疑者の王偉晶（Weijing Wang）は、過去に在グダンスク中国総領事館で勤務していた経歴があり、逮捕時は華為技術（Huawei）ポーランド支店のセールスディレクターであった。ジャリン報道官は、ABWの収集した情報によって、両容疑者がポーランドに対する諜報活動に従事していたことが明らかになったとしており、ABWが容疑者の住居等を捜索し物証を確保していると付言した。なお、ドゥルバイヴォ容疑者は、ポーランド政府が運用する暗号通信ネットワークの整備

など秘匿性の高い案件に関わっていたとされ、中国への機密情報漏えいが懸念されている。

ルダ・シロンスカでフリーガンによる駐車車両破壊事件が発生【12日】

12日、シロンスク県ルダ・シロンスカの路上でフリーガン2人がナタ等の凶器で駐車中の車両を破壊し逃走する事件が発生した。同事件は、他のサッカーチームのファンを襲撃する目的で行われたもので、容疑者は警察に拘束された。

暴漢によるグダンスク市長刺殺事件【13日】

13日夜、グダンスク市内で開催されていた当地最大の全国チャリティイベント「グレート・チャリティ・オーケストラ」（WOSP）に出席していたパヴェウ・アダモヴィチ市長が、ステージ上で暴漢にナイフで刺された。同市長は病院に搬送され、5時間にわたる手術を受けたが、14日、死亡した。襲撃は、イベント最終盤に多くの観客が注目するステージ上で行われ、容疑者はステージ上でマイクを使って、アダモヴィチ市長（無所属）を支持する「市民プラットフォーム」（PO）政権時代に無実の罪で刑務所に投獄され不条理な扱いを受けたので報復として襲撃に及んだなどと呼ばれた。警察は、容疑者はグダンスク在住の27歳のポーランド人男性で、多数の犯罪歴があり、報道機

関用バッチを付けてステージに侵入したと発表しており、同イベントを標的とした国際的背景を持つテロ攻撃ではないとの見解を示している。

ポーランド政府内での中国製通信機器排除の動き【14日】

14日、ジェチポスポリタ紙は、ポーランド政府内での中国製通信機器の使用禁止が検討されており、ABWによって中国製通信機器の使用に関するガイドライン案が作成されていると報じた。同紙の照会に対し、ジャリン特務機関調整大臣付報道官は、同案の骨子は既に各大臣に通知されているが、機密事項であり、公開できないと述べた。他方、ポーランドが進めている5G試験ネットワークの整備に関しては、設備面での優位性から中国企業以外の選択肢がない状況で、当地の携帯電話会社 Orange が華為技術と連携してグリヴィツェ及びワルシャワに5G用試験送受信アンテナを設置したのもこれに起因しているとされる。また、オコンスキ・サイバーセキュリティ政府全権代表は、同紙に対し、今後数週間以内に、政府危機即応チーム(CERT)、ABW、国家安全保障局(BBN)を交えて、華為技術の脅威に関する報告書を作成する予定で、集まった情報を元に検討を進め、同社に対する疑念が確かなものと判断された場合、

ポーランド市場からの同社の排除を政府に提案すると述べた。

2018年の組織犯罪取締状況【15日】

国家警察本部中央捜査局(CBSP)は、2018年の組織犯罪摘発状況に関する統計を発表した。同統計によれば、2018年中、CBSPは約3万8,000人(前年比1,000人増)を取調べ、犯罪組織首謀者として1,900人以上を告発した。また、CBSPによる違法薬物の押収も急増しており、闇市場への流通前に同局に差し押さえられた違法薬物は11トン以上(前年比約4倍)にのぼった。なお、デザイナー・ドラッグに関しては、同局によって153キロが押収されている。

警察、トウスク欧州理事会議長の殺害予告の容疑でポーランド人男性を拘束【16日】

16日、警察は、携帯電話を使ってトウスク欧州理事会議長の殺害予告を行ったとして、ソポト在住の48歳のポーランド人男性を拘束した。13日に発生したアダモヴィチ・グダンスク市長刺殺事件以降、ポーランド国内で模倣犯による殺害予告等が相次いでおり、ブルジンスキ内務・行政大臣は、発言には責任が伴うなどと述べた。

経 済

経済政策

センガ投資・貿易庁(PAIH)総裁代理の任命【10日】

センガ投資・貿易庁(PAIH)副総裁は、同人がPAIH総裁代理に任命されたと発表した。

2019年予算案【16日】

16日、下院は2019年概算予算案を採択した。

予算規模は歳入3,876億ズロチ(約902.9億ユーロ)、歳出4,161億ズロチ(約969.3億ユーロ)で、285億ズロチ(約66.4億ユーロ)の財政赤字が見込まれている。前提となる経済見通しは、GDP成長率3.8%、物価上昇率2.3%、公共財政赤字の対GDP比1.7%と想定されている。予算案は上院の審議に送付された。

マクロ経済動向・統計

スタンダード・アンド・プアーズによるGDP成長率見通し【14日】

格付会社スタンダード・アンド・プアーズは、ポーランドのGDP成長率見通しについて、2019年と2020年は前回発表時から変更はなく、それぞれ3.4%、3.0%と予測した。また、財政赤字見通しについては、それぞれ対GDP比1.5%、2.0%としている。

フィッチによるGDP成長率見通し【15日】

格付会社フィッチは、ポーランドのGDP成長率見通しについて、2019年は3.8%、2020年は3.0%と予測した。財政赤字の対GDP比について、2

019年は2.2%(前回予測では2.0%)、2020年は2.3%(前回予測では2.2%)にそれぞれ引き上げた。

12月の消費者物価指数【15-16日】

中央統計局(GUS)によれば、12月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比1.1%増で、中央銀行のインフレ目標値(2.5±1%)を下回った(対前月比では横ばい)。また、ポーランド中央銀行によると、12月の食料価格とエネルギー価格を除いたコア・インフレ率は対前年同月比0.6%となった(11月は0.7%)。

ポーランド産業動向

PGNiG社、UAEの石油・ガス企業と炭化水素の探掘調査・生産で合意【13日】

国営石油・ガス企業PGNiG社は、アラブ首長国連邦(UAE)のラスアルハイマ石油公社とRAKガス社との間で、炭化水素に関する探掘調査・生産に関する合意を行った。同計画は3段階(各2年)で、範囲は619平方kmを予定。

2019年の自動車販売台数に関する予測【16日】

16日、調査会社Exact Systems社は、2019年の国内新車販売台数は56万～58万台となるとの

予測を発表した。なお、2018年の国内新車販売台数は前年比9.4%増の53.1万台であった。

2018年の海外直接投資【16日】

投資・貿易庁(PAIH)によると、同庁が支援した2018年の外国投資完了案件は70件、総額21.3億ユーロに上った。主要な投資部門はビジネスサービス(15件)、自動車関連(13件)、Eモビリティ(6件)、主要投資国は米国(6億ユーロ)、ベルギー(3.4億ユーロ)、ドイツ(3.2億ユーロ)であった。

エネルギー・環境

Lotos社による新たな水素製造施設の立ち上げ【10日】

国営石油精製企業Lotos社は3基目の水素製造施設の運転試験が成功したと発表した。同基は1時間あたりに2.5トンの水素製造が可能であり、これにより3基合計で1時間あたり13.5トンの水素製造が可能になる。

電気料金関連法令に係る動き【14-16日】

バンド・エネルギー規制局(URE)長官は、電気料金の上昇抑制のために、今年発効した電気料金関連法令について直ちに改正が必要と述べた。同長官は同法令について、他の法令と矛盾した不透明なもので、電力消費者や市場を困惑させており、このような複雑なシステムでの運用は難しいと述べた。他方、ドンブロスキ・エネルギー副大臣は、同法令に関し欧州委員会と協議している最中であり、改正の決断をするのは時期尚早としている。また、エミレヴィチ企業・技術大臣は、エネルギー省の政策を支持しつつも、同省が家庭用の再生可能エネルギー普及など新技術開発に関する政策を支援し、

電気料金の上昇を阻止する方針を述べた。

再生可能エネルギー発電シェアの見込み【15日】

ポーランドは、2030年までに電力消費の再生可能エネルギーのシェアを21%とする目標を掲げており、2020年に15%、2025年に17%、2027年に19%としていく方針としている。同案は協議中であるが、2019年中に欧州委員会へ提出する必要がある。

エネルギー計画(PEP2040)の意見公募終了【15-16日】

15日、2040年までのエネルギー計画(PEP2040)の意見公募が終了した。企業・技術省、エネルギー関連企業、シンクタンク等から、EU規制や国内法令との齟齬、再生可能エネルギーの電源構成比率の向上、電力消費者の負担軽減など様々な意見があった。エネルギー省の石炭や原子力などへの基本的な考え方に変化はないが、陸上風力発電の考え方に関しては柔軟に対応する方向である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注): シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われずといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年1月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類

の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

国際機関への就職に関心がある皆様へ

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展【1月15日(火)～2月28日(木)】

ワジェンキ公園において、日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展が開催中です。日本ポーランドの歴史や友好関連に関するパネルが展示されています。入場料は無料です。

開催場所: ワルシャワ、ワジェンキ公園屋外ギャラリー(シヨパン像の入り口のフェンス), Al. Ujazdowskie

詳細: <https://www.lazienki-krolewskie.pl/>

【開催中】日本ポーランド国交樹立100周年屋内パネル展【1月15日(火)～2月28日(木)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、日本・ポーランド交流展が開催中です。日本ポーランド関係のエピソードを紹介したパネルが展示されています。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

【予定】講演会「杉原千畝, タデウシ・ロメル」【1月21日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、杉原千畝及びタデウシ・ロメル両氏の活躍に関する講演会が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

【予定】ポーランド日本情報工科大学ザクシェフスカ氏による書道ワークショップ【1月22日(火)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、ポーランド日本情報工科大学ザクシェフスカ氏による書道ワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

【予定】映画上映会: 「ロスト北斎」【2月4日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「ロスト北斎」が上映されます(日本語、英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)